

令和元年度第3回南丹市国民健康保険運営協議会 会議録

日時 令和2年2月5日(水) 午後2時00分から午後3時25分
会場 南丹市役所1号庁舎 3階防災会議室
出席者 <委員> (被保険者代表): 大嶋委員、今西委員、シャウベッカー委員、原田委員
(保険医又は保険薬剤師代表): 高屋委員、竹中委員
(公益代表): 前田委員(会長)、柿迫委員(副会長)、木村委員、八木委員
(被用者保険等保険者代表): 堀委員
<事務局> 弓削市民部長
(市民環境課): 中島課長、船越課長補佐、山口係長、八木係長
(保健医療課): 疋田参事

1. 開会

2. 開会あいさつ

会長: 本日、第3回の国民健康保険運営協議会ということで大変お昼間お忙しい中、委員の皆様にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

2月に入ってからようやく本来の寒さが戻ってきたような気もいたします。まだまだ寒いですし、インフルエンザも流行っておりますので、お気をつけいただきたいと思います。

そして2月に入って、今週南丹市の方でも新型のコロナウイルスにおいて、(対策本部が)設置されたようですが、そういうことが南丹市の方でもありまして、コロナウイルスがテレビ・報道等と言われておりますけども何だか物凄く身近になってきたような気がいたします。皆さんにおいてもしっかりと予防・対策をしていただきたいと思います。

<出席状況の報告>

事務局: 本日の欠席通告委員は、鈴木委員、辰巳委員の2名。

出席委員は、「被保険者代表」「保険医又は保険薬剤師代表」「公益を代表する委員」より各1名以上であり、出席者合計11名で過半数に達しているため規則第7条第2項の規定により、本協議会が成立していることを報告する。

<会議録署名人の指名>

議長: 規則第9条によって大嶋委員、堀委員を指名。

3. 議事

(1) 令和2年度の南丹市国民健康保険税のあり方について

事務局: 「資料1」の一枚目の一番上のところ①番ですが、国保事業費納付金の算定結果について、京都府が納付金額を算定し、それを南丹市が京都府に納める仕組みとなっていることを、前回の運営協議会でご説明させていただきました。

年末に国から京都府に対し、納付金を算定するための係数が示され、それを基に京都府が納付金の算定をいたしました。

本日説明の中で、京都府からの算定結果に基づく納付金の額と標準保険税率の額として使用する数値については、京都府に確認した数値ではありますが、まだ現段階で正式に公表されたものではないことについて、ご了承いただきたいと思います。

京都府が算定しました京都府全体の納付金の金額は652億円で、前年度と比べて46億円の減少、率にして前年度の93.4%となっております。納付金が昨年度

と比べまして減少した要因としましては、前回の運営協議会でも説明させていただきましたが、京都府全体としての保険給付費の減少、前期高齢者交付金の増加によるものと考えられております。

次の②番、南丹市の保険税率の考え方ですが、南丹市は府が算定しました納付金をベースに特定健診や人間ドックなどの保健事業や、災害などの条例による保険税減免など南丹市の独自事業分を加え、市に交付される公費を控除して算出した保険料総額を基に、府が示した標準保険税率を参考にして設定することとしております。

市の保険税率を設定する際には、京都府に納める納付金の金額が大きく影響することになりますが、府全体の納付金652億円のうち南丹市の納付金は8億3200万円、前年度の8億4200万円と比べて1000万円の減となり前年度の98.8%となりました。南丹市の納付金額としては減少はしていますが、一人当たりになると11万7388円で、前年度と比べて約2,300円増加している状況となっております。

一人当たりの納付金の増加の要因としては、被保険者の減少と高齢化による医療費の増加によるものと考えております。

続きまして下の段の③番のところで、国保事業に必要な賦課総額（課税額）と標準保険料（税）率ですが、こちらの方は南丹市の独自事業を加味して京都府が算定しました南丹市が保険税として集めるべき必要額である賦課総額（課税額）と、それを基に算定しました標準保険料（税）率の数字を表したものです。

この標準保険料（税）率として「料」と「税」の両方表しておりますのは、市町村によって「国民健康保険税」として課税している市町村と、「国民健康保険料」として集めている市町村とがあるため両方表してあるもので、南丹市については保険税方式を採用しているため、以下の説明につきましては標準保険税率ということで説明させていただきます。

府が示しました賦課総額は合計7億4900万円となっております。こちらは法定軽減前調定額とありますが、この法定軽減というのはこの後の2番目の議事の中でも説明させていただきますが、所得が少ない人に対して平等割・均等割を7割・5割・2割軽減する国の制度があり、7億4900万円というのはこの軽減をする前の数字となっております。

令和2年度の一人当たり税額は10万5743円で、前年とほぼ同額となっております。

2ページ目になります、上段の④番、現行の保険税率と標準保険税率との比較及び令和2年度の賦課予想額の試算ですが、この表につきましては現行の南丹市の保険税率と京都府が示しました標準保険税率の比較、それと併せましてその税率を基に調定予想額をシミュレーションして比較をしたものとなっております。

南丹市は保険税率を設定するにあたり、府が示す標準保険税率を参考にするとしていくことから、この現行の南丹市の保険税率と標準保険税率を比較すると、医療分と後期分については、各区分におきまして所得割・均等割・平等割の税率ごとに上がったりがったりしているものの、増減の幅としては全て10%以内ということになっています。また介護分におきましては、全ての税率において標準保険税率の方が上昇している状況となっております。

調定予想額の合計で見た場合は標準保険税率で課税したほうが現行税率で課税するよりも約480万円少ない状況となっております。

この標準保険税率を参考にしまして、今後の医療費の動向を見据え南丹市国民健康保険事業特別会計基金の状況や今後の安定的な国保事業の運営、そして被保険者の課税負担を総合的に検討しまして、令和2年度の南丹市の保険税率を設定することとなっております。

下の段の⑤番、令和2年度の国民健康保険税のあり方についてですが、前回の運営協議会で保険税のあり方を委員の皆様方にご協議いただきました。いろいろなご意見をいただく中で、今後高齢化が進み医療費が増加していくことが見込まれる中で、1年規模の短絡的な見方をせずに長期的な見方をする必要であることや、皆さんから集めた保険税を大切に使うためには医療費を抑制することが必要であり、保険医療費がどういふところに使われているのか、本当にそれが必要なのか実際に医療機関

に関わって医療給付を受けている被保険者の皆さんも一緒に考えていかないといけないといったご意見、そして国保制度の抜本的な改革について国や府に要望していくことが必要といったご意見をいただきました。被保険者の方の率直な意見としては、被保険者の立場としましては、医療費の動向から今後医療費が増加していくことは見込まれますが、できるだけ現状維持してほしいといった様々な貴重なご意見を多数いただきました。

これらの意見も踏まえ、本協議会としては、令和2年度の保険税の方向として府が示す標準保険税率を参考に、今後の安定的な保険事業の運営を見据えた上、次年度の税率については被保険者の更なる負担増とならないよう検討する必要があるとして意見をまとめていただいたところです。

先程、説明しました京都府が示す納付金・標準保険税率の結果から、令和2年度の南丹市の保険税率を検証しました。年度ごとの収支の均衡を原則としつつも、単年度の歳出だけでなく今後の歳出見込みも見据えた安定した財政運営が必要であり、先程④番で現行の保険税率と標準保険税率を比較しましたが、医療分と後期分については各区分の税率ごとに上がり下がりしてはいますが、増減の幅は全て10%以内であり現行保険税率と標準保険税率に大きな乖離はないこと、介護分につきましては全ての税率において標準保険税率が上昇していますが、一般被保険者の調定予想額の合計としては、現行税率と比較しても大きな差は生じていないこと、以上の観点から京都府の示す標準保険税率を参考にして、今後の医療費の動向を見据え南丹市の国民健康保険事業特別会計基金の状況、そして今後の安定的な国保事業の運営、被保険者の課税負担を総合的に検討した結果、毎年少しずつ税率を上げたり下げたりすることによって生じる被保険者の混乱を避けるためにも、令和2年度については国民健康保険税率は据え置きとしたいと考えております。

議長： 只今事務局の方から説明がありました令和2年度の南丹市国民健康保険税のあり方について、これよりご質問等がありましたらお受けします。

委員： 被保険者数の令和2年度と平成31年度ですが、これらの算定した基準日は4月1日の想定でしょうか。

事務局： この被保険者の数については、過去3年の人口の推移から来年度の平均の被保険者数を推計した数値となっている。

委員： 令和2年については遡って元年と平成30年と平成29年のアベレージで、その推移の動向を見て減少する部分も加味して出した数値で、平成30年についても同じやり方の前3年で出しているということですね。
この平均を採るとき、例えば令和元年の被保険者数はいつ時点のものなんですか。

事務局： 毎月、被保険者数を府の方に報告している数値によるものです。

委員： 一年間の平均ということですね。分かりました。
今回据え置きというご意見ですが、賦課限度額、京都府が示した数字自体は通常の徴収で確保できるとして、基金の取り崩しは全く想定しておられないと思うのですが、平成30年度は若干の積上げをなされたんですが、令和元年度の動向からすると、今度の見込みは傾向としてはどうなんでしょうか。まだ全く分からないでしょうか。

事務局： 本年度も現時点では決算では積立ができる見込みとなっています。

<他質疑なし>

議長： 他にないようでしたら質疑のほうはこれで終わりしたいと思います。
ではこの据え置きについての承認と、答申に向けた表決を採らせていただきます。
令和2年度の南丹市健康保険税のあり方について事務局の方からご提案のありましたとおり、令和2年度の保険税率については据え置くこととして市の方へ答申をさせてい

ただくことでよろしいでしょうか。賛同の方は挙手の方をお願いいたします。

<全員挙手>

挙手全員ということでございます。

令和2年度のこの国民健康保険税率については据え置くということとして市長の方に答申をさせていただきます。

なお、答申の中身の文面については私と副会長に一任を頂ければと存じます。

では次の議事に移っていきたいと思います。議事の(2)にあります「南丹市国民健康保険税条例の一部改正(予定)」ということについて事務局の方からご説明をお願いいたします。

(2) 令和2年度の南丹市国民健康保険税のあり方について

事務局： 南丹市国民健康保険税条例の一部改正(予定)についてですが、資料は「資料2」になります。

南丹市国民健康保険税条例の一部改正(予定)については、国の方において行われる令和2年度の税制改正で示されている内容を受けて、今後、市の条例を改正する予定としているものです。令和2年度分からの適用を予定しているものは大きく2点です。

まず課税限度額の見直しを予定しています。

課税限度額とは、1世帯の納税義務者に課税される限度の金額のことになります。医療分(基礎課税分)については2万円分引き上げて、現行の61万円を63万円に改正となる予定です。今年度の当初賦課の所得状況で61万円の課税限度額に達していた世帯は40世帯でした。この所得状況で仮に63万円まで引き上げると、市全体の課税状況としては77万円の増と試算をされました。

また介護保険分については、1万円分の引き上げとなり、現行の16万円から17万円となります。同様にこちらの方は課税限度額に達していた世帯は19世帯で、引き上げると市全体の課税状況としては18万円の増と試算をされました。

後期高齢者支援金分は今回は据え置きとなっています。

もう一点が、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しを予定しています。

国民健康保険税は被保険者の保険税の負担能力に応じて賦課される応能分(所得割・資産割)、南丹市においては資産割はありませんが、受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分(均等割・平等割)から構成されており、世帯主と被保険者の所得が一定以下の場合、その均等割・平等割の7割・5割又は2割が軽減されることになり、この軽減判定所得の見直しの内容については2ページになります。

この資料の右半分がその軽減の基準になりますが、軽減判定所得は7割軽減の場合は33万円となり、これに変更はございません。5割軽減の方は基礎控除33万円に被保険者1人あたりに加算する額を現行の28万円から28万5000円に改正をする予定です。また2割軽減の方は被保険者1人あたり現行51万円が変更後52万円とする予定です。

この改正によりまして、どの程度の影響があるのかという試算・見込につきましては3ページになります。

この資料の中段あたりに左半分が現行令和元年度の対象世帯数、右側に改正後の令和2年度の対象世帯数の見込みを挙げておりますけれども、真ん中あたり、5割軽減については、令和元年度は785世帯の方が5割軽減でしたが、それが基準を拡大することによって800世帯、15世帯の拡大ということになります。拡大による軽減額は80万7550円増えることとなります。

2割軽減の方ですが、現行ですと592世帯ありましたが、拡大することによって599世帯になり、7世帯の拡大になります。それによる軽減額の増加は8万7490円となります。

また、その下段にどの程度の収入があれば、どの軽減が掛かるかというようなことで、給与収入の場合で目安を挙げていますが、例えば世帯で給与収入の方が一人で2人家族の場合は、おおむね154万円の給与収入があれば5割軽減の上限だったものが、改正

後は155万円まで拡大されることになり、同様に2割軽減の場合ですとおおむね218万7000円で上限であったものが、221万5000円まで拡大されることになる予定です。

最後に資料の4ページをご覧ください。

こちらは令和3年度分の国保税からの適用となる予定ですが、個人所得課税（住民税など）の見直しがされ、それを踏まえて国民健康保険税も見直しを予定しているものです。

個人住民税において基礎控除分が33万円から43万円分に引き上げられることに伴い、先程の軽減の判定に用いる基礎控除部分も33万円から43万円に引き上げることを予定しています。また給与所得や公的年金所得を出す場合の控除が10万円逆に下がるのですが、その影響が出ないように、現在と同様の水準で軽減判定が受けられるように算定の式の見直しを行うものです。

具体的には「制度の内容」と書いてあるところの「現行」が右側の「改正後」、式としては少し複雑な形にはなるんですが、先程も申し上げたように現在と見直しが行われた後であっても、同様の水準で軽減判定が行えるようにするというものになっています。

議長： 只今、事務局の方から「南丹市国民健康保険税条例の一部改正の予定について」ということで説明がありました。

これよりご質問の方を皆さんから受けていきたいと思います。

委員： 2点お尋ねしたいと思います。これは国の税制改正に係る見直しで、国の考え方をベースに条例を改正ということですが、1ページの課税限度額の話で2万円の引き上げ、あるいは介護保険分の1万円の引き上げ、国は何を目指してこの改正をする意図なのかというのが1点と、同じことで4ページ、これは令和3年1月1日から施行ですが、基礎控除額相当分が令和3年から10万円上げる、これは給与控除等からシフトさせるようなスタイルですが、これの持つ意味は何なのか、どういうシステムなのか理解できているのでしょうか。

事務局： 税制改正の難しい質問ではありますが、先程説明したのは一部で、給与所得控除の関係については控除を10万円引き下げると同時に、控除の上限額も給与の1000万円から850万円等に引き下げるといったような内容も含まれています。給与の収入額を1000万円から850万円、上限額が250万円から195万円ということは、結局は給与所得者から控除額を引き下げ、上限額も下げるといったことは沢山の年金をお納めいただき、税収を増やすということが目的だと思います。

それから公的年金等の控除も同じように、控除を10万円引き下げると同時に収入金額を所得に換算するときの金額も上限を下げ設定されているので、年金所得者からも少し多く税金を納めていただくという趣旨の改正だと思われまます。

委員： 一つ目の幅広く課税をして税収を上げるという説明ですが、もう一方で広くご負担を頂くという趣旨があると思います。それを言わないと1ページ目の課税限度額の見直しは何故なのかという、説得力のある説明ができないのではと思います。

事務局： それと合わせまして、先程基礎控除の代わりにといいますか、給与所得者控除10万円引き下げの代わりに基礎控除10万円引き上げということで額算定においてはこの部分だけを見ればプラスとマイナスで相殺される事になります。

委員： 4ページの方で基礎控除を増やすというのは所得の少ない人たちは課税の対象にならないということですよ。だから狭めているのですが。上の部分を下げているというのはそれで課税の対象を広くするという事で両方があると思うんですが、その辺りをキチンと説明しないと「とりあえず税収を多くしよう」というだけではなく、「課税の公平性・広く負担していただく」という趣旨があるんじゃないかなと思います。

事務局： 先程来のご説明のとおり課税の対象を幅広くするという一つの狙い、そして中間所得

層に配慮した税制のあり方ということを求めて、こちら1ページにある61万円の限度額を63万円に引き上げ、あるいは介護保険分は16万円を17万円にというような中身がその辺りになろうと思っています。

そしてまた4ページの方でご説明申し上げているのは、なかなか難解ですけども税制改正の中では控除額の見直しがされました。収入額から年金あるいは給与所得者から控除されるものが10万円、今まででしたら例えば公的年金の年金から控除されるのが120万円控除できたものが110万円ということで、そこでは税制の控除額の目減りがしたわけなんですけど、一方でその大きなところの基礎控除の33万円を控除するという形になっておりましたが、それを43万円に引き上げをすることで凸凹を整理しながらも今回は税制改正の一つの狙いといたしまして、フリーランス・自営業とかそういった働き方改革の一角も含めて、給与所得であるとか年金者とかではないところの自営業者・自由事業者への配慮、働き方改革の後押しという意味も込めて今回の税制改革が行われたところなんです。

これに伴って国保税についても総合的に条件としては引っ張られてきますが、そこには影響させない、7割・5割・2割の軽減をするときに元の所得税の目減り分とそれから基礎控除で増やす分で相殺はされて、今回のことによって5割受けられていた人が受けられなくなるような影響がないように、1人の場合は10万円の上がり下がりだけで相殺されて改正されても、2割だった人は2割のまま、5割だった人は5割のまま、という形になるんですが、2人以上複数おられた時には影響される方が2人以上おられた場合には1人につき10万円がどうしても浮いてしまって、その10万円の差によって受けられていた控除が受けられなくなる可能性があり、そこを整理するために大変難しい書き方になっていますが、4ページのところの改正後の「給与所得者数等の数-1」ということで、1人分を43万円に上げることによって影響がないように配慮はされるが、2人以上になればその影響がどうしても出てくるので2人目以降の分については影響を及ぼさないように、プラス10万円の基礎控除に上乘せした比較をすることで、影響しないようにやっていきたいと思いますという形の税制の中身になっています。

税制大綱そのものの狙いというのは国保税の云々ということではなくて、働き方改革、フリーランスへの様々な働き方に対する支援・後押しというような大きな狙いの中で制度化されているものですし、今後施行されるという風になっているところですが、それに引っ張られた国保税の軽減のあり方については影響がされないように整理をするというようなやり方で改革がされるという風になっています。

これは今後決定されました時にはその折に私も南丹市の国保税の条例についても、それに伴って速やかな対応をさせていただき、国に準じた取扱いとなるよう所定の改正を行っていきたくと思っています。

非常に難しい説明で大変申し訳ございませんけども、この改正によって軽減の所得者の影響が起こらないような形で、個人所得税の見直しを踏まえた国保税の見直しが行われるという風にご理解いただければと思います。

委員： ポイントは今おっしゃったように働き方改革を国がしようとしている、それに見合った今回の税制改正であるということの一つははっきり言わないとダメなこと、軽減の部分もそうですが基礎控除相当分を引き上げるというのは、やはり所得の低い方に対する救済施策なんです。それだけをやると税収が減るので基礎控除より上の方々に対しては広く負担を頂くことによって、例えば健康保険の財政の部分でしっかりと収入が確保できる、そういう仕組みだと思います。そういうことをキチンと説明していただかないと今回の改正の意味がなかなか理解できないので、こういう風に国が変わりますよという説明だけではなくて、何を狙っているのか、それについて南丹市がそれが必要と考えていたから改正をするんですよという説明はしていただきましたのでそれで結構ですけども、そのようなご説明もしてください。

事務局： 今もありましたとおり、給与所得者と年金所得者連帯として広くその方たちより多くの方に納めてもらうという意味で税制改革されましたが、それだけで終わってしまうと国保の軽減を受けられる方が少なくなってしまうので、その救済措置みたいな形で、今回、市の国保税条例をこのように改正させていただいて、今までとできるだけ変わらな

い軽減をしていこうという趣旨です。

委員： もう一点、2ページで下に図示されているイメージで今回の制度改正を表していただいているのですが、軽減の部分5割がこんな感じで増えますというのは想像つくんですが、上の応能分の実線と破線についてご説明をいただけますか。この絵は何を意味しているのでしょうか。

事務局： 応能分の実線分が、これが改正後ということになります。賦課限度額が医療分であれば61万円から63万円という風に拡充されることによって、所得が多い方の金額が上がるというようなことを示している図となります。

委員： この図の左側の三角形の部分って減少する絵になってますが、これはどういう風になるんですか。

事務局： この辺は国のものから持ってきて参考に記載しており、南丹市の実情とピッタリ合うかどうかというのは検討させていただきたいと思います。

私見といたしましては、今、委員が言われましたとおり、この点々の凸の部分はなくってこう上に乗るんじゃないかと。

個々に見ていくと、この矢印の下が含まれているところの三角部分に存在する人は出てこないという見込みになりますね。

議長： この表現というかこの線の書き具合というのがちょっと当てはまらないというか、意味合いが、取り方ができないという感じです。

事務局： 今回の限度額をちょっと上げましたので、その分収入が同じ所得だとしたら収入がたくさん入っていますので、その分もし税率をちょっと下げればこの図のとおりになると思うのですが。

今回はもう維持する、したいなということで提案させていただきますので、図は訂正になるかもしれません。

委員： またゆっくり検証していただいて。
条例の改正が提案されるまでに。

委員： この保険税条例の一部改正予定に関して、南丹市だけがこういう計算をされたのか京都府全体が同じような計算をされてるのか、どうでしょう。

事務局： これは国に準拠したものです。全国の各市町の国民健康保険条例は国の上位法に基づきますので、いずれの市町も基準額としてはこのような形になります。

この賦課限度額の引き上げにしても軽減判定所得についても、国の方で基準として示しておりますので、過去もそうですけど南丹市はそれに準じた体制をとっています。

委員： 確認の意味もありますが、資料2の国民健康保険税の課税分の見直しについて、2万円引き上げと1万円引き上げでトータルで77万円と18万円の増になりますね。それがプラスになることと、あと3ページの右側のところでいわゆる軽減判定の対象者が増えることで80万7550円と8万7490円で、おおむね90万円ほどのマイナスの収入になるので、これでプラスマイナス財源そのものは確保できるという風に理解してよろしいのでしょうか。単純なことで申し訳ないですけども。

要は対象世帯が拡大することで減少になる可能性がある。そうなりますとその分の補填をどのようになさるかということで、この限度額の見直しでプラス分を補っていくという形で理解したらよろしいのでしょうか。

事務局： 軽減の方のいわゆる7割・5割・2割軽減の方は法定軽減ということで法律で定められた軽減で、この分については国・都道府県・市町村が負担することになっていますの

で、その分はまた入ってくることになっています。ですので賦課限度額が増える分とはまた別ということになっています。

<他質問なし>

議長： 他に意見の方がございませんので、国における改正が決定された時にはそれに準じるということでご理解をいただいたものとしてよろしいでしょうか。

<異議なし>

そのようにこの場所でご確認をさせていただきました。

4. その他

事務局： 本日委員の皆様にご審議を頂きました令和2年度の南丹市国民健康保険税のあり方について、諮問をさせていただいておりますので答申という形でお世話になることとなります。繰り返しではありますが、会長・副会長様から市長へのご提出を頂くということで、日の予定としては2月12日の予定とさせていただいております。

先程会長からありましたように、会長・副会長の方で答申書の中身についてはお世話していただいたのち、ご提出を頂くという風な形で進めていただくこととなりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長： 委員の皆様から何かありませんか。

委員： 前回の委員会の中で、医療費は私たちは受診してお世話になっている側ですけれども、他の委員の方から、医療にかからないでいいようにという話があったかと思いますが、今回も国保の保健事業の見直しも含めて税率改正の話がありましたが、新たな予算の時期に入っていて、例えばそういう医療が必要な場合は勿論お世話になるんですが、自分たちで気を付けていけるような保健事業や新たな取り組みみたいなものはあるのでしょうか。

事務局： 医療の関係で予防的に取り組んでいただくことで医療費は下がりますし、健康寿命の方も延伸できると思っております。保健事業の方でも前回言わせていただいたように運動の方が南丹市の課題というか、歩いたりということが課題であるということもお話をさせていただきました。運動の方の取り組みも保健医療課の方でも色々考えています。その中で大学協定の中で南丹市と大学が一緒になり、インターバルウォーキングをしたり、そういう事も考えています。南丹市には明治国際医療大学とか他にもたくさん医療系に特化した大学とか専門学校もございますので、そういうところと手を組み、市民貢献という形で大学の学生さんについても地域の事業に出て来ていただいたり、反対に大学の医療の中に市民が参加するとか、そういう大学協定の中で事業を展開するとか。

あと介護予防の関係ですが、市民の中にリーダーを作り、地域で事業を起こしていただいて、市民がリーダーとなり地域で活動していただく元気アップの事業についても、すごく活発に進んでおります。元気アップの事業についても介護予防リーダーという形で要請を保健医療課がしていますが、亀岡の方でもそういう事業が活発になっていますが、南丹市においては広く地域に定着してきているということも言われています。そういう事業もしていますし、またCATVという形で事業には参加できないがテレビを通して体操をしていくという事で「健幸のツボ」という形で明治国際医療大学と協同して、そういうテレビ番組もしているような状況です。そういう形で南丹市の方も頑張っていますが、地域と一緒に健康づくりをしていくという形でそれをより一層強めていく形でしています。

それと医療機関と協同して、医療の面でも重症化を防ぐというところで医療機関で重症化した方についても保健医療課と連携をして、本人の了解が得られた分については保健師や栄養士も重症化予防ということで糖尿、糖尿からくる透析を防いでいくとかそういう事も目指しております。色んな方面から健康づくりを目指していくということ

頑張っていますので、また市民と一緒に健康づくりが進められて以前にお話したように健幸都市の方を目指せたらと思っておりますし、そういう事が実現することによって医療費も下がり元気で暮らしていけるのではないかと感じております。

委員： 今の所に関わって、以前でていたかもしれませんが、特定健診などいろいろな健診医療がありますが、若い方が健診に無関心であり、人数が少ないということで血液の検査キットとか、そういうものを準備して若い方に使ってもらおうとか、そういう方たちを中心に意識を高めていくなど、生活改善をしていくというような話も少し出ていたかもしれませんが、そういったこともまた入れていかれるのかということと、またもう少し時間があつたら新型コロナウイルスが今流行っているので南丹市としてはどういった風に考えておられるのかお聞かせ願えたらと思います。

事務局： 今、委員からおっしゃっていただいたスマホドックの取り組みですが、今はまだ予算の要求中ではありますが、担当課としましては来年度もスマホドックの事業は継続していきたいと考えております。それから健診の受診率ですが、いろいろな努力はしていますが、伸び悩んでいるような状況で、何とか健診の受診率を高めたいというのが来年目標に掲げているところで、健診の未受診の方を対象に新たな取り組みとして、電話で（受診）勧奨を一度してみようかと考えております。それから窓口で国民健康保険の手続きに来られた際に、健診のご案内も対面でさせていただくように考えているところです。

新型コロナウイルスの関係ですが、世界でも1月31日にWHOの方が「新型コロナウイルスの緊急事態宣言」ということで、これが蔓延することによって社会的影響も大きいということ宣言されました。国も府も対策本部を立ち上げられたということで、南丹市におきましても2月3日に新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、感染症予防に気を付けていくことと、情報共有しながらやっていくということと、南丹市においてもすごく国際的な形で観光客の方もたくさん来られるということで、もしそういう場面で起こったときにそれから対策本部を立ち上げるのではなく、今から立ち上げて何か起こったときにすぐ第二次感染・第三次感染が起こらないようにしていこう、また風評被害などがないようにしていこうという形で、全課を挙げて取り組んでいるような形で、市の方も電話などの相談はなく、感染症に関しては保健所の方が主に担当しているが、保健所の方にも確認したが昨日も落ち着いているという状況を聞いておりますので、市民のみなさんも落ち着いて対応していただいていると思っております。

本当に感染症予防ということで次から次に感染しないよう、市の方も気を付けていますので、今の所はご安心頂いて大丈夫と思っております。

<他発言なし>

議長： 全体を通じてそれぞれの委員の皆さんの発言をいただきました。最後ですけれども、本日は国民健康保険運営協議会ということで大変お世話になりました。ありがとうございました。

本日の議事におきましても無事終了いたしました。今日がこの運営協議会として最後ということでございまして、私も大事ですけれども委員長をさせていただいて2年間本当に委員の皆さんに色々とお忙しい中ではございましたけれども、この運営協議会の事でご尽力いただき大変ありがとうございました。

本日で皆さんとお会いするのは最後ということでございます。いろいろとお世話になってありがとうございました。

事務局： それでは閉会に移らせていただきます。
柿迫副会長様より閉会のご挨拶を頂戴したいと思います。

副会長： 今、会長が言いましたとおり、私も同じで、恐らくこれが最後になると思います。既に委員会の方も私が変わるという事になっておりますので、今回で終わらせていただき

ます。2年間お世話になりました皆様にお礼を申し上げます。

世間はもうコロナウイルスでもちきりのようでございます。しかしながらまだ南丹市には入っていないというようなことで、先程説明のあったとおりでございますけども、わが美山町におきましては中国の方もたくさん来られるというような状況もございます。美山町は皆さん方ご存じのとおり、いわゆる医療機関が大変困っておるというような状況もございます。そういった中ではやはり住民といたしましては健康でおるのが何よりでございますし、検討いただきましたような国保の関係も（国保税の）値上がりは抑えられたということで嬉しいことではございますけども、出来るだけ健康で、国保がまず運営できるような状況を作っていきたいと思うような今日でございます。

長い間お世話になりましたけれども、皆さん方にいろいろお世話になりましたことを最後にお礼申し上げまして、閉会の挨拶とします。ありがとうございました。

事務局： 委員の皆様、本日は慎重な審議を頂きまして誠にありがとうございました。

令和元年度第3回の南丹市国民健康保険運営協議会をこれによりまして終了させていただきます。